

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	北部州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	北部州地下水開発計画の実施するために必要な 1. 深井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の車両及び機械の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	491,000千円 H17.3.31まで	H16.6.9 ルサカで (同日)	日本側 久島直人在ザンビア臨時代理大使 ザンビア側 シンガソデウ・P・マザンデ大臣 計画大臣	H17.4.7 195号
ザンビア	ルサカ市未計画居住区住環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	ルサカ市未計画居住区住環境改善計画を実施するために必要な 1. 給水関連施設及びコミュニティセンターの建設に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	461,000千円 (H16年度 198,000千円) H17.3.31まで (H17年度 263,000千円) H18.3.31まで	H16.6.9 ルサカで (同日)	日本側 久島直人在ザンビア臨時代理大使 ザンビア側 シンガソデウ・P・マザンデ大臣 計画大臣	H17.5.30 338号
ザンビア	第二次ルサカ市小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	第二次ルサカ市小中学校建設計画を実施するために必要な 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	633,000千円 H17.3.31まで	H16.8.3 ルサカで (同日)	日本側 石弘之在ザンビア大使 ザンビア側 シトウンベコ・ムソコトウチネ財務官 国家計画省財務官	H17.1.12 28号
ザンビア	第二次感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	第二次感染症対策計画を実施するために必要な 1. 機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機械の輸送に必要な役務の供与	415,000千円 H17.12.5まで	H16.12.6 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 シトウンベコ・ムソコトウチネ財務官 国家計画省財務官	H17.6.23 492号
ザンビア	北部州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	北部州地下水開発計画を実施するために必要な 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	286,000千円 H18.3.31まで	H17.7.12 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 シンガソデウ・P・マザンデ大臣 計画大臣	H17.8.17 800号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇〇△△と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	第三次ルサカ市道路網整備計画 のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	第三次ルサカ市道路網整備計画を実施するために必要 1. 道路及び関連施設の改修及び維持に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	679,000千円 H18.3.31まで	H17.7.12 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 シンガンデウ・P・マカシニデ財務・国家計画大臣	H17.9.5 884号
ザンビア	第二次ルサカ市小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	第二次ルサカ市小中学校建設計画を実施するために必要 1. 校舍及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	636,000千円 H18.3.31まで	H17.7.12 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 シンガンデウ・P・マカシニデ財務・国家計画大臣	H17.9.5 887号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。